

「公立大学法人福島県立医科大学敷地内薬局  
及び福利厚生施設等整備事業」に関する公募

公立大学法人福島県立医科大学（以下「本学」という。）では、患者をはじめとした病院利用者へのサービス向上及び、大学関係者の福利厚生の実をを図ることを目的として、本学が所有する土地に敷地内薬局及び福利厚生施設等を整備し、維持管理及び運営を行う事業者を公募する。

令和3年12月13日

公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 竹之下 誠一

1 事業概要等

(1) 事業名

公立大学法人福島県立医科大学敷地内薬局及び福利厚生施設等整備事業

(2) 事業の概要

事業者が本学における敷地の一部を賃借し、保険調剤薬局1店舗及びカフェテラス、コンビニエンスストア等を含む集合店舗施設を自らの資金により新たに整備した上で、当該施設の維持管理業務及び運営等を行う。

(3) 事業場所

公立大学法人福島県立医科大学敷地内

(4) 事業期間

事業期間は原則20年以内とし、事業者の企画提案によるものとする。ただし、20年を超える事業期間の企画提案を妨げるものではなく、20年を超えてもなお本学にとって優れた提案であると判断した場合は、この限りでないが、最長で30年未満とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、単独の事業者又は複数の事業者で構成される共同企業体とし、保険調剤薬局の運営事業者を1者含むものとする。また、共同企業体で参加する場合は、代表事業者と構成員1者で構成するものとする。

(1) 共通事項

応募者は次に掲げる条件を満たすこととする。なお、賃貸借契約の締結の日までに、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当し

ないこと。

- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑥ 本学及び福島県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑨ 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号）第 3 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 保険調剤薬局の運営事業者に係る事項

応募者のうち、保険調剤薬局の運営事業者は、次に掲げる条件を満たすこととする。なお、賃貸借契約の締結の日までに、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

- ① 業として保険調剤薬局の設置及び営業に係る業務を直接営んでいること。
- ② 令和 3 年 1 2 月 1 日現在において、福島県内で 3 年以上継続して保険調剤薬局を運営していること。
- ③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき行政処分を現に受けていない者であること。

3 各種手続き

(1) 実施要領等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和 3 年 1 2 月 1 3 日（月）から令和 3 年 1 2 月 2 4 日（金）午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 交付場所

公立大学法人福島県立医科大学 企画財務課

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

Tel : 024-547-1005 Fax : 024-547-1991

③ 交付方法

上記②の担当部署で直接交付する。

(2) 参加意向申出書等の提出期限及び提出場所等

- ① 提出期限 令和3年12月24日(金)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 提出場所 上記(1)②に同じ
- ③ 提出書類
  - ア 参加意向申出書(様式1)
  - イ 誓約書(様式2)
  - ウ 過去3営業年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
  - エ 登記事項証明書
  - オ 国税並びに地方税について滞納がないことを証明する書面
  - カ 会社概要が分かるもの(パンフレットで可)
  - キ 福島県内における運営保険調剤薬局一覧(各店舗の店名、所在地、開設年度を記載)
- ④ 提出方法 持参又は郵送のこと。(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

(3) 提案書類の提出期限及び提出場所等

- ① 提出期限 令和4年2月8日(火)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 提出場所 上記(1)②に同じ
- ③ 提出書類
  - ア 提案書提出届(様式4)
  - イ 提案書(任意様式)
  - ウ 業務実施体制報告書(様式5)
  - エ 人員配置体制等報告書(様式6)
  - オ 土地使用料等提案書(様式7)
- ④ 提出部数
  - 印刷物：各9部(正本1部、副本8部) 副本はコピーでも可とする。
  - 電子データ(PDF形式)：1部(CD-R等の媒体で提出)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送のこと。(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

4 選定方法等

(1) 選定方法

公立大学法人福島県立医科大学敷地内薬局及び福利厚生施設等整備事業審査委員会において、提出された書類及び企画提案者によるプレゼンテーションを審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

令和4年2月28日(月)までに全ての提案者に選定結果を通知する。

5 その他

・契約書作成の要否 要

優先交渉権者と「基本協定」を締結し、事業者決定後に「事業契約」及び「事業用定期借地権設定契約」等、必要に応じ契約を締結する。

・その他、詳細については上記3(1)にて配付する書類による。